

学科指導員要件について

	養成課程		一級 (総合)	一級 (二輪)	二級 (総合)	二級 (二輪)	三級 (総合)	三級 (二輪)	車体 ・ 電子	電気 ・ 電子	タイヤ
	指導員 保有資格										
新整備士資格	一級	総合	△ ¹	△ ¹	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
		二輪	△ ²	△ ¹	△ ³	◎	◎	◎	△ ³	△ ³	◎
	二級	総合	△ ⁴	△ ⁴	△ ¹	△ ¹	◎	◎	△ ¹	△ ¹	△ ¹
		二輪	×	△ ⁴	△ ²	△ ¹	◎	◎	△ ²	△ ²	△ ¹
	三級	総合	×	×	×	×	△ ¹	△ ¹	×	×	×
		二輪	×	×	×	×	△ ¹	△ ¹	×	×	×
	車体・電子		×	×	×	×	×	×	△ ^{1/4}	×	×
電気・電子		×	×	×	×	×	×	×	△ ^{1/4}	×	
タイヤ		×	×	×	×	×	×	×	×	△ ^{1/4}	
旧整備士資格	一級		△ ¹	△ ¹	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
	二級G・D		△ ⁵	△ ⁴	△ ²	△ ¹	◎	◎	△ ²	△ ²	△ ¹
	二級二輪		×	△ ⁴	△ ²	△ ¹	◎	◎	△ ²	△ ²	△ ¹
	二級C		×	△ ⁴	△ ²	△ ¹	◎	◎	△ ²	△ ²	△ ¹
	三級		×	×	×	×	△ ¹	△ ¹	×	×	×
	車体		×	×	×	×	×	×	△ ^{2/5}	×	×
	電装		×	×	×	×	×	×	×	△ ^{2/5}	×
タイヤ		×	×	×	×	×	×	×	×	△ ^{1/4}	
その他	機械科等(高卒)		×	×	×	×	○	○	×	×	×
	職業訓練指導員		×	×	○	○	○	○	○	○	○
	教員免許		×	×	○	○	○	○	○	○	○
	機械科等(大卒)		×	×	○	○	○	○	○	○	○
	自動車検査官		×	×	○	○	○	○	○	○	○
	博士課程修了者		○	○	○	○	○	○	○	○	○
	大学教授等		○	○	○	○	○	○	○	○	○
整備主任者技術研修講師経験者		○	○	○	○	○	○	○	○	○	

注1 表中の記号の意味は次のとおり。

- ◎ : その資格を保有していれば、対応する養成課程の指導員となることが可能。
- : 注2の要件を満たせば、対応する養成課程の指導員となることが可能。
- △¹ : その資格を取得してから、一定の要件(実務経験等)を満たせば、対応する養成課程の指導員となることが可能。
- △² : その資格を取得してから、一定の要件(実務経験等)を満たし、かつ、運輸監理部長又は運輸支局長が行う電子制御装置整備に必要な知識及び技能に関する講習又はこれと同等以上の学習を受講すれば、対応する養成課程の指導員となることが可能。
- △³ : その資格を取得してから、運輸監理部長又は運輸支局長が行う電子制御装置整備に必要な知識及び技能に関する講習又はこれと同等以上の学習を受講すれば、対応する養成課程の指導員となることが可能。
- △⁴ : その資格を取得してから、一定の要件(実務経験等)を満たし、かつ、日整連(車体・電子又は車体については日車協連)の行う指導員に関する講習を修了すれば、対応する養成課程の指導員となることが可能。
- △⁵ : その資格を取得してから、一定の要件(実務経験等)を満たし、運輸監理部長又は運輸支局長が行う電子制御装置整備に必要な知識及び技能に関する講習又はこれと同等以上の学習を受講して、かつ、日整連(車体・電子又は車体については日車協連)の行う指導員に関する講習を修了すれば、対応する養成課程の指導員となることが可能。

注2 表中の略語の意味は次のとおり。

機械科等（高卒）	学校教育法による高等学校（旧中等学校令（昭和18年勅令第36号）による中等学校を含む。）又は中等教育学校（以下「高等学校」という。）において機械、電気又は電子に関する学科を卒業した者
職業訓練指導員	職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）による自動車整備科を免許職種とする職業訓練指導員免許を有する者（旧職業訓練法（昭和33年法律第133号）による自動車整備工を免許職種とする職業訓練指導員免許を有する者を含む。）
教員免許	教育職員免許法（昭和24年法律第147号）による工業又は工業実習の免許状を有する者
機械科等（大卒）	学校教育法による大学若しくは高等専門学校（旧大学令（大正7年勅令第388号）による大学又は旧専門学校令（明治36年勅令第61号）による専門学校を含む。以下「大学等」という。）において機械、電気又は電子に関する学科を卒業した者
自動車検査官	道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第74条第1項に規定する自動車検査官の経験を有する者
博士課程修了者	大学等において、機械、電気又は電子に関する博士の学位を授与された者
大学教授等	機械、電気又は電子に関する科目についての大学等の教授又は准教授の資格を有する者
整備主任者技術研修講師経験者	「自動車整備事業の取扱い及び指導要領について（依命通達）」（令和2年4月1日国自整第353号）別添4整備主任者研修実施要領第2技術研修(7)の講師（以下「整備主任者技術研修講師」という。）として1年以上の実務経験を有する者で、日整連の行う指導員に関する講習を修了した者

実習指導員要件について

	養成課程		一級 (総合)	一級 (二輪)	二級 (総合)	二級 (二輪)	三級 (総合)	三級 (二輪)	車体 ・ 電子	電気 ・ 電子	タイヤ
	指導員 保有資格										
新整備士資格	一級	総合	△ ¹	△ ¹	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
		二輪	△ ²	△ ¹	△ ³	◎	◎	◎	△ ³	△ ³	◎
	二級	総合	△ ⁶	△ ⁶	△ ^{1/4}	△ ^{1/4}	◎	◎	△ ^{1/4}	△ ^{1/4}	△ ^{1/4}
		二輪	×	△ ⁶	△ ^{2/5}	△ ^{1/4}	◎	◎	△ ^{2/5}	△ ^{2/5}	△ ^{1/4}
	三級	総合	×	×	×	×	△ ¹	△ ¹	×	×	×
		二輪	×	×	×	×	△ ¹	△ ¹	×	×	×
	車体・電子		×	×	×	×	×	×	△ ¹	×	×
電気・電子		×	×	×	×	×	×	×	△ ¹	×	
タイヤ		×	×	×	×	×	×	×	×	△ ¹	
旧整備士資格	一級		△ ¹	△ ¹	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
	二級G・D		△ ⁷	△ ⁶	△ ^{2/5}	△ ^{1/4}	◎	◎	△ ^{2/5}	△ ^{2/5}	△ ^{1/4}
	二級二輪		×	△ ⁶	△ ^{2/5}	△ ^{1/4}	◎	◎	△ ^{2/5}	△ ^{2/5}	△ ^{1/4}
	二級C		×	△ ⁶	△ ^{2/5}	△ ^{1/4}	◎	◎	△ ^{2/5}	△ ^{2/5}	△ ^{1/4}
	三級		×	×	×	×	△ ¹	△ ¹	×	×	×
	車体		×	×	×	×	×	×	△ ²	×	×
	電装		×	×	×	×	×	×	×	△ ²	×
タイヤ		×	×	×	×	×	×	×	×	△ ¹	
その他	機械科等 (大高卒)		×	×	×	×	○	○	×	×	×
	教員免許等		×	×	×	×	○	○	×	×	×
	職業訓練指導員		×	×	○	○	○	○	○	○	○
	整備主任者技術 研修講師経験者		○	○	○	○	○	○	○	○	○

注1 表中の記号の意味は次のとおり。

- ◎ : その資格を保有していれば、対応する養成課程の指導員となることが可能。
- : 注2の要件を満たせば、対応する養成課程の指導員となることが可能。
- △¹ : その資格を取得してから、一定の要件（実務経験等）を満たせば、対応する養成課程の指導員となることが可能。
- △² : その資格を取得してから、一定の要件（実務経験等）を満たし、かつ、運輸監理部長又は運輸支局長が行う電子制御装置整備に必要な知識及び技能に関する講習又はこれと同等以上の学習を受講すれば、対応する養成課程の指導員となることが可能。
- △³ : その資格を取得してから、運輸監理部長又は運輸支局長が行う電子制御装置整備に必要な知識及び技能に関する講習又はこれと同等以上の学習を受講すれば、対応する養成課程の指導員となることが可能。
- △⁴ : その資格を取得する前後に、一定の要件（実務経験等）を満たせば、対応する養成課程の指導員となることが可能。
- △⁵ : その資格を取得する前後に、一定の要件（実務経験等）を満たし、かつ、運輸監理部長又は運輸支局長が行う電子制御装置整備に必要な知識及び技能に関する講習又はこれと同等以上の学習を受講すれば、対応する養成課程の指導員となることが可能。
- △⁶ : その資格を取得してから、一定の要件（実務経験等）を満たし、かつ、日整連の行う指導員に関する講習を修了すれば、対応する養成課程の指導員となることが可能。
- △⁷ : その資格を取得してから、一定の要件（実務経験等）を満たし、運輸監理部長又は運輸支局長が行う電子制御装置整備に必要な知識及び技能に関する講習又はこれと同等以上の学習を受講して、かつ、日整連の行う指導員に関する講習を修了すれば、対応する養成課程の指導員となることが可能。

注2 表中の略語の意味は次のとおり。

機械科等（大高卒）	学校教育法による大学若しくは高等専門学校（旧大学令（大正7年勅令第388号）による大学又は旧専門学校令（明治36年勅令第61号）による専門学校を含む。以下「大学等」という。）又は高等学校において機械、電気又は電子に関する学科を卒業した後、三級課程の実習指導員の補助として2年以上の実務経験を有する者
教員免許等	教育職員免許法（昭和24年法律第147号）による工業又は工業実習の免許状を有する者であって、実習指導を行うに十分な教育を受けた者
職業訓練指導員	職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）による自動車整備科を免許職種とする職業訓練指導員免許を有する者（旧職業訓練法（昭和33年法律第133号）による自動車整備工を免許職種とする職業訓練指導員免許を有する者を含む。）
整備主任者技術研修講師経験者	「自動車整備事業の取扱い及び指導要領について（依命通達）」（令和2年4月1日国自整第353号）別添4整備主任者研修実施要領第2技術研修(7)の講師（以下「整備主任者技術研修講師」という。）として1年以上の実務経験を有する者で、日整連の行う指導員に関する講習を修了した者